

太田市公共建築物における県産木材利用の促進に関する方針

(根拠)

1. この方針は、脱炭素社会の実現等に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、群馬県が定めた公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針（平成23年3月29日）に即して、法第9条第2項に掲げる必要な事項を定めるものです。

(趣旨)

2. 木材は、調湿性や断熱性、衝撃吸収や紫外線吸収、抗菌作用等の各種機能及び有害な化学物質を含まない天然素材である等の優れた特質があり、私たちの生活空間にやすらぎやぬくもりを与え、心と身体に良い影響を与えます。

また、地域の天然資材である県産木材を利用することにより、資源循環型社会の構築と環境負荷低減の取り組みに努めることができます。

人と環境にやさしい木材利用の推進に対する注目度が高まっている中、市民の健康増進のため、及び快適な生活環境を創出するため本市の公共建設工事への県産材利用の推進を全庁的な取り組みとして行うための基本方針をここに定めるものです。

(用語の定義)

3. この方針に使用する「県産木材」とは、群馬県内で生産されたものであり、合法木材としてその産地を証明された木材のこととします。

(基本方針)

4. この方針は、別表に示した市内に施工される公共建設工事を対象とし、県産木材の利用推進を積極的に図ります。利用については、法令の範囲内で県産木材を有効に活用できる部分を対象とし、その利用の範囲については、計画段階で事業関係部局により協議します。

ただし、次の場合においては、本方針から除外するものとします。

- ・建築基準法等の関係法令により木造・木質化することが適当でない場合。
- ・施設の性格や内容・維持管理などの理由により木造・木質化することが適当でない場合。
- ・建設のコストにより県産材を利用することが適当でない場合。
- ・その他の理由により木造・木質化が適当でない場合。

(施行)

5. この方針は、平成30年10月 1日より適用するものとします。

(一部改正)

附 則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (木造・木質化を推進する市有施設)

	用途	内装の木質化を図る部分	外壁等の木質化を図る部分
公共建築物	・学校 ・福祉施設 ・医療施設 ・スポーツ・文化施設 ・市営住宅 ・庁舎 等	・玄関ホール ・ロビー ・共用廊下 ・主要な居室 ・天井、壁、床 等	・軒（庇）、ピロティなどの 雨よけがある外壁 ・軒裏及びピロティの天井
工 作 物	公共建築物に付属する ・案内板 ・掲示板 ・ベンチ ・外柵 ・デッキ ・パーゴラ ・遊具 ・書棚 等		